

令和8年度中小企業等省エネ設備導入支援補助金に関するよくある質問（Q&A）

No	質問	回答
1	令和7年度の補助制度からの主な変更点は何ですか。	<ul style="list-style-type: none"> ・設置済みの設備は対象となりません。交付決定後に着手してください。 ・設備の更新は、神奈川県内の事業所に発注する必要があります。
2	この補助金はどうのような設備更新が対象になりますか。	本補助金は、省エネルギーにつながる設備更新を対象としています。具体的な削減率の数値基準は設けていませんが、更新前よりもエネルギー効率の向上が見込まれることを確認します。
3	省エネ効果はどうのように証明すればよいですか。	<p>概算で結構ですので、仕様書やカタログ値などを用いて「約〇%電力消費量が減少」、「約〇%程度効率向上」、または、空調のAPFなどのエネルギー効率を示す数値がある場合は「APFが〇から△に増加」など数値で更新による省エネの効果を示してください。</p> <p>※更新前後で比較可能な性能値が仕様書等で確認できることが必要です。</p>
4	省エネ効果はどうのように計算すればいいですか。	<p>省エネ効果（%）を計算する場合はエネルギー使用量や能力値（kWhなど）を次の計算式で計算することを想定しています。</p> $\text{省エネ効果（\%）} = \left(\left[\text{既存設備の使用量・能力} \right] - \left[\text{更新設備の使用量・能力} \right] \right) \div \left[\text{既存設備の使用量・能力} \right]$
5	設備更新による省エネ効果の目安を教えてください。	<p>概ね10年以上使用した老朽設備を現行機種に更新することで、同等条件ではおおむね以下の省エネ改善が見込まれます（カタログ性能差等に基づく一般例）。</p> <p>空調機（APF改善機種）：約30～50%程度の電力削減 ボイラー（潜熱回収型等）：約10～20%程度の熱効率改善 給湯器（高効率熱交換器）：約10～30%程度の効率改善 照明（従来光源→LED）：40～60%以上の電力削減</p> <p>※これはあくまで一般例・目安であり、実際の削減量は機器条件・運用条件により異なります。</p>
6	長年使用した設備を更新したいが対象となりますか。	設備は経年劣化により設計時の性能を維持できない場合があるため、「設計上の標準使用期間超過」等に該当する設備の更新は、省エネ効果が見込まれるものとして対象とします。ただし、更新後設備は更新前設備とおおむね同等の能力・規模の更新であることが条件です。
7	標準使用期間はどのように確認すればいいですか。	<p>メーカー等が設定している期間があればその期間を標準使用期間としてください。確認できない場合は、製造年又は導入時から10年を経過（当該年度に10年を迎える場合を含む）していれば標準使用期間が経過しているものとみなします。</p> <p>※導入年や製造年が確認できる書類が必要です。</p>

令和8年度中小企業等省エネ設備導入支援補助金に関するよくある質問（Q&A）

No	質問	回答
8	No.6の「おおむね同等の能力・規模の更新」とは具体的にどの程度ですか。	「設計上の標準使用期間超過」等に該当する設備更新の場合、更新後設備のエネルギー消費量の増加が10%程度であればおおむね同等の能力・規模とみなします。提出された更新前後のカタログ等を元に審査し、この基準を著しく上回っていることが確認された場合は、標準使用期間等を超過した製品の更新であっても補助対象とならない場合があります。
9	標準使用期間超過等を理由とする場合も省エネ効果を記載しなければいけませんか。	メーカー等が経年劣化による影響値等を公表している場合は可能な限り省エネ効果の数値を示していただくことが望ましいですが、難しい場合は「標準使用期間を超過しており、経年劣化により設計時性能を維持できない場合があるため、更新により効率改善が見込まれる。」などの記載でも結構です。
10	補助の対象外となるのはどのようなケースですか。	次のような場合は補助対象外となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・同一型番への単なる交換（使用年数が短い場合） ・能力増強を目的とする更新 ・台数の増加を伴う更新 ・修理のみの場合 ・専ら住居を目的とする事業所における更新 ・未使用品でないもの（中古品）への更新 ・LED照明からLED照明への更新 ・パソコン、携帯電話など、事業専用の判別がつかない機器の更新 ・車両の更新 ・その他本補助金の目的（事業用であること、省エネが図れること）に合致しない更新
11	扇風機などの製品も補助対象ですか。	持ち運び可能な電化製品等（扇風機、ヒーター、加湿器、掃除機、スポットクーラー、ポータブル機器等）は事業専用の判別がつかないことから、本補助金の目的に鑑み対象外とします。
12	設備の使用時間の見直しによる省エネは補助の対象となりますか。	本補助金は、設備の更新による直接的な省エネ効果のみを補助対象としており、使用時間の見直し等の運用改善による効果は、補助金申請の要件を満たすものとは認められません。
13	空調設備の更新で見るとべき数値は何ですか。	更新前と比較して、APF（通年エネルギー消費効率）が向上している、あるいは同能力で消費電力（kW）が低減しているか等を確認してください。 （例：更新前APF4.2 → 更新後APF6.0、約30%程度の効率向上が見込まれる。）
14	LEDの更新の基準を教えてください。	蛍光灯、水銀灯等からLEDへの更新が対象です。LED照明からLED照明の更新は対象外です。 （例：蛍光灯40W → LED18W、約50%程度の削減見込み。）

令和8年度中小企業等省エネ設備導入支援補助金に関するよくある質問（Q&A）

No	質問	回答
15	給湯器やボイラーの更新で見るとべき数値は何ですか。	熱効率（％）、エネルギー消費効率（％）、年間給湯効率などを確認してください。 （例：更新前効率82％→更新後95％、約10～15％程度の効率向上が見込まれる。）
16	コンプレッサー更新で見るとべき数値は何ですか。	同吐出量で消費電力（kW）や性能値（SP、SFP等）が低減しているか等を確認してください。 （例：同吐出量で消費電力が低減しているため、省エネ効果が見込まれる。）
17	変圧器の更新で見るとべき数値は何ですか。	更新後において、無負荷損失や負荷損失が低減しているか等を確認してください。 （例：無負荷損失150W→90W、損失低減が見込まれる。）
18	補助対象外の設備はありますか。	「事業用」、「省エネ効果が確認できること」、「更新」の全てを満たすことが補助の条件です。ただし、No.10、11に記載したような補助の対象外となるケースもありますので注意してください。
19	何をもって事業完了となりますか。	設備の設置と補助対象経費の支払が完了した時点を事業完了とみなします。
20	自社製品を自社で設置した場合は補助対象になりますか。	補助対象経費の客観的確認が困難であるため、補助対象外となります。
21	設備だけ別の店舗で購入し、自社で設置工事を行う場合、購入費は補助対象となりますか。	本補助金は省エネ効果が確認できる設備更新を一体的に支援する制度であり、設備購入のみを対象とするものではないため、補助対象外となります。ただし設置工事を伴わない設備更新については、設備購入のみを補助対象とする場合があります。
22	設置工事とは具体的にどのようなことをいいますか。	設備設置にあたって、電気配線工事、配管工事、壁・床・天井の加工、建物への固定のいずれかが含まれる場合は、設置工事を行っているものと見なします。
23	社内人件費は補助対象ですか。	社内人件費は、支払の客観的確認が困難であるため、補助対象外となります。
24	LEDへの交換について、ランプ交換は対象になりますか。	照明器具ごとのLED化（器具交換）を原則としています。ダウンライトなど、ランプ交換のみの更新を予定している場合は別途御相談ください。
25	既に更新済みの設備は対象になりますか。	本補助金は、交付決定日以降に導入された設備が対象となります。それより前に導入された設備は対象外となります。
26	リース設備は対象になりますか。	対象外です。設備の所有者が申請者である必要があります。
27	複数の設備をまとめて申請できますか。	同一事業所内で複数設備の更新を行う場合は、まとめて申請することが可能です。ただし、設備ごとに仕様や省エネ効果を確認できる資料の提出が必要です。

令和8年度中小企業等省エネ設備導入支援補助金に関するよくある質問（Q&A）

No	質問	回答
28	以前この補助金を利用しましたが、再度申請できますか。	同一設備区分での再申請はできません。ただし、別の設備区分の更新の場合は申請可能です。 (例) ・可能 前回LED更新 → 今回空調更新 ・不可 前回LED更新 → 今回別場所のLED更新
29	設置場所の変更は可能ですか。	可能ですが、更新であることを確認するため、実績報告時に元の設置場所から撤去されていることが確認できる写真を添付してください。
30	補助事業の着手とはいつのことですか。	工事等に着手した日又は導入する設備が納品された日のいずれか早い日とします。
31	神奈川県内の事業所に発注したことはどのように確認しますか。	見積書、請求書、領収書等から確認します。
32	製品の購入先と工事の発注先が別でも補助対象となりますか。	購入先、発注先いずれも神奈川県内の事業者であれば補助対象となります。
33	工事完了確認書とはどのようなものですか。	設備更新の発注先が作成したもので、納品先、工事完了日の記載があるものです（様式は任意）。
34	照明を複数台更新する場合、型番の写真はどのようにすればよいですか。	代表1台の型番（銘板等の）写真をお願いします。